令和4年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月17日(水)

午前9時30分 ~ 午前10時46分

場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会議構成員18名現在数17名出席総数15名欠席総数2名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	_
4	藤野 俊孝	出席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	欠席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外3名

傍聴人 0名

事務局 (小山事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は15名、欠席者は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第5回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号8番 加藤ソメ委員と議席番号10番 田上光義委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規 定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局補佐)

ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、1,512㎡、位置図は2、3ページ、公図は、4ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から北東へ約700mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、経営規模拡大を図りたい譲受人からの要望に、市外に居住しており、管理が困難な譲渡人が、応じたものでございます。

申請地は、譲受人のの理解に位置しており、譲受後は、花木を栽培する予定でございます。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番と3番は、譲受人が同じでございますので、合わせてご説明いたします。

2番、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。 2番の登記地目は、田3筆、合計面積は、5,443㎡、3番の登記地目は、 田1筆、面積は、2,216㎡、2番の位置図は5ページから8ページ、公図は、 9ページから13ページで、3番の位置図は、5、6、14ページ、公図は、1 5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から、北東へ、約1.1kmから1.4kmに 位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もいない各譲渡人からの要望に、前耕作者である譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の の距離に位置しており、譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。2番は売買、3番は贈与による所有権の移転となっております。

なお、本申請地は、現在、施行中の土地改良事業の計画区域内に含まれておりますが、下関土地改良区と事業主体の山口県からは、事業に支障ない旨の報告を受けており、譲受人も承諾しております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、 譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。 それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番の田上です。1番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。8月5日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。申請地は、以前は電照ギク、キュウリ、メロン等栽培していた小串園芸組合の軽量鉄骨ハウス団地内にあり、現在は後継者がいなくなり休耕が増えているところであります。

譲渡人は、市外に居住しており管理が困難なことから耕作者を探しておりました。譲受人は、町外から数年前に申請地から に居住し、経営 規模を拡大し、新しい品目の花木を栽培するため譲渡人に要望し、応じたもので 売買による所有権の移転となっております。

現地はハウスが2棟で今から整備が必要ですが、すでに試験的に花木が栽培されていました。譲受人は、各花き市場に出荷しており、技術、経営規模もあり、問題ないと思います。

よろしくご審議の程お願いします。

議長(山田会長)

続きまして、2番、3番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席7番の下田です。2番と3番について、ご説明します。8月8日、農業委員2名と事務局職員1名で現地の確認をいたしました。

現地は、稲作と牧草地となっていました。耕作者が高齢で後継者もいないということで、譲渡人の要望に大規模農業を経営している譲受人が応じたものです。 今後、しっかり管理していただけるということで、さきほど説明がありました とおり基盤整備をやっているところですが、土地改良区、山口県農林事務所も問 題ないということでありますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

それでは、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席 番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番及び3番について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長 (山田会長)

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」 をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (中川事務局補佐)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書、16ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、畑1筆、面積は、1,856㎡、位置図は23、24ページ、公図は、25、26ページ、土地利用計画図は27ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ、約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備を設置するもので、譲受人は、小売電気事業者でございます。

申請理由につきましては、譲受人が、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画の規模、用途に合った申請地に、パネル枚数168枚、水平投影面積、359.61㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備2基を設置するもので、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。なお、申請者からは、代替地検討表が提出されております。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内は、整地のみで、土水路を設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の土水路又は新設の土水路からこれまでどおり、公衆用道路に放流され、農業用用排水路に流入されますが、流下量に変化はないことから、周辺農

地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

16ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田2筆、合計面積は、3,215㎡、位置図は28、29ページ、公図は、30ページ、土地利用計画図は31ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ、約380mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備を設置するもので、譲受人は、1番と同じ法人でございます。

申請理由につきましては、譲受人が、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画の規模、用途に合った申請地に、パネル枚数180枚、水平投影面積、385.29㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備2基と、パネル枚数192枚、水平投影面積、410.98㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備1基を設置するもので、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件にも、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用用排水路に放流されますが、水利計算書が提出されており、申請地内は整地のみで、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。総会議案書、17ページをお開きください。

3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、491㎡、位置図は32、33ページ、公図は、34ページ、土地利用計画図は35ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ、約200mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、貸資材置場でございます。

申請理由につきましては、譲受人が役員を務める法人は、現在、豊田町に資材置場を所有していますが、豊浦町での工事依頼が多く、今後も豊浦地区での需要

が見込まれることから、譲受人の 請地に計画したもので、県外に居住しており管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。なお、譲受後は、譲受人が役員を務める法人に資材置場として貸付けるものです。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道及び法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書 が提出されており確保は確実で、添付書類にて、法人が所有している業務用車両 の台数も確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断してい ます。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁ブロックを設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、平成22年10月頃から、農地法の許可な く海産物の加工作業場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長 あてに、始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 なお、本案件の造成計画を確認したところ、番号4番の造成計画と合わせて計 画されていることから、番号4番と同時許可とします。

また、本件は、資材置場を目的とした農地転用でございますので、「許可後、 3箇年程度、1箇月に一度、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認 を行い、総会にて報告すること。」との意見を付して許可することといたします。 17ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のと

登記地目は、田1筆、面積は、450㎡、位置図は32、36ページ、公図は、37ページ、土地利用計画図は38ページをご覧ください。申請地は、2番の申請地の隣接地に位置している、「第3種農地」で、転用目的は、自己用住宅でございます。

おりでございます。

申請理由につきましては、自己用住宅の建築を計画した譲受人が、将来のことを考え、申請地を選定したもので、県外に居住しており管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道及び法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ペい率からみて、計画面積

は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁ブロックを設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件も、無断転用案件で、平成22年10月頃から、農地法の許可な く海産物の加工作業場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長 あてに、始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 なお、本案件については、番号3番と同時許可といたします。

5番、説明の前に総会議案書の訂正がございます。

総会議案書42ページ、土地利用計画図に記載しております、「2号道路」、「水路」の面積に誤りがございました。2号道路の面積が、「89.50㎡」と記載されておりますが、正しくは、「89.61㎡」、水路の面積が、「44.35㎡」と記載されておりますが、正しくは、「44.23㎡」でございます。本日お配りいたしました、議案書の訂正書にてご確認願います。

それでは、ご説明いたします。総会議案書、18ページをお開きください。

5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は39、40ページ、公図は41ページで、土地利用計画図は42ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から北東へ約1.2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、申請地に、特定建築条件付売買予定地1区画、申請地以外に宅地分譲2区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進行しており、交通の便もよく、商業施設や学校にも近く、住宅の需要が大いに見込まれることから、この度の計画に至ったもので、高齢となり、管理が困難で農業後継者もいない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」 に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、 事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供するこ とが確実であると判断しております。

一体利用地の内、2筆の農地については、市街化区域内の農地で、令和4年7

月20日付けで、農地法第5条の届出書が提出されています。

残りの農地1筆は、過去に農地転用された土地で、農地を含む3筆については、 土地所有者から開発行為の同意書が提出されております。また、2筆については、 譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、市道や法定外公共物の加工部分のみで、 施工に必要な各申請書が提出されており、確保は確実、標準的な建物の建ペい率 及び土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁や 見切を設置し、法面は、芝張りで養生する計画となっており、汚水は、公共下水 道で処理される予定で、雨水は、新設の水路から道路側溝に放流されることから、 周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類から も農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられま す。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書、19ページをお開きください。

6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、567㎡、位置図は43、44ページ、公図は、45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約1.7 kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、店舗兼用住宅でございます。

申請理由につきましては、他の場所で、障害児通所支援の放課後等デイサービス事業を行っている譲受人が、建物や敷地が手狭で交通の便も良くないことから、敷地が広く県道沿いに位置している申請地に計画したもので、県外に居住しており管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、県道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画からみて、計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、見切工を実施し、法面は、芝張りで養生する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件でございますが、譲受人が昭和53年に時効取得した時には、既に申請地の一部に砂利敷きがなされていたことから、始末書の提出には至っておりません。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。本案件は、開発許可と同時施行といたします。

19ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、218㎡、位置図は47、48ページ、公図は、49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、南東へ約1.5kmに位置している、 過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」 となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、集会 所の建築でございます。

申請理由につきましては、お寺の檀家の方や近所の方からの要望が多く寄せられたことから、お寺の隣接地で代表役員である譲渡人の所有地に集会所の建築を計画したものでございます。寄付による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、造成により勾配調整する計画となっており、汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみが隣接地に放流されますが、土地所有者は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成7年から、農地法の許可なく建物が建築され利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、20ページをお開きください。8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、582、位置図は47、48ページ、公図は、49ページ、土地利用計画図は51ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、南東へ約1.5kmに位置している、 過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」とな ります。転用目的は、参拝者用駐車場の整備でございます。

申請理由につきましては、宗教法人である譲受人が、参拝者用駐車場を所有していないことから、お寺の隣接地で、代表役員である譲渡人の所有地に計画したもので、合わせて通路の整備、植栽を行うものでございます。寄付による所有権の移転となっております。

本案件にも一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、赤線で分断された農地が一部ございますが、造成により勾配調整する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、昭和59年頃から、農地法の許可なく駐車場等 として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出さ れております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

20ページに戻りまして、9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、1,425㎡、位置図は52、53ページ、公図は、54ページ、土地利用計画図は55ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北東へ約120mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、店舗でございます。

申請理由につきましては、同地区にドラッグストアの出店を計画した借受人が、当該地区の市街地に位置しており、交通の便も良く、多くの集客が見込まれることから申請地を選定したもので、耕作及び維持管理が困難な貸付人が、借受

人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

一体利用地の、登記地目、宅地3筆については、土地所有者から開発行為の同意書が提出されており、残りの一体利用地は、国道及び法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な各申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画からみて、計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に接した農地が一部ございますが、申請地内は、アスファルト舗装し、法面は、モルタル吹付けを行う計画となっており、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、農業用用排水路又は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書、21ページをお開きください。

10番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、70㎡、位置図は56、57ページ、公図は、58ページ、土地利用計画図は59ページをご覧ください。申請地は、下関市役所 薬川総合支所から、南西へ約2.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、貸付人である父親所有の登記地目、原野に自己用住宅の建築を計画しましたが、建築基準法上の道路に接道しておらず、建物の建築が出来ないことから、父親である貸付人の所有農地の一部を借り受けて、進入路を確保し自己用住宅の建築を行うものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は、父親である貸付人の所有地2筆で、土地所有者として承諾して おり、確保は確実と判断いたしました。

本件は、全体面積が、500㎡を超えていますが、申請地は、住宅への進入路部分のみで、他に接道を求めることが困難であることから、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、見切を設置する計画となっており、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、隣接地又は隣接地から道路側溝に放流されますが、土地所有者である貸付人は、承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

21ページに戻りまして、11番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、940㎡、位置図は60、61ページ、公図は、62ページ、土地利用計画図は63ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から北東へ、約100mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、貸事業用駐車場の整備でございます。

申請理由につきましては、譲受人が理事長である病院の常勤医師が4月より2名となり、診療科目も増え、患者が増加し、黒井支所の駐車場にも無断駐車が増えていることから、病院に隣接している申請地に計画したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。なお、譲受後は、全て、病院の通院者用、従業員用の駐車場として利用されます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

また、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますが、25台分の貸駐車場借受申込書が提出されており、駐車場として利用されることが確実であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、青線で分断された農地が一部ございますが、見切ブロックを設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、平成7年頃から、農地法の許可なく申請地の一部を駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、 始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。 総会議案書、22ページをお開きください。

12番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、832㎡、位置図は64、65ページ、公図は、66ページ、土地利用計画図は67ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ、約440mに位置している「第2 種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、資材 置場でございます。

申請理由につきましては、既存の資材置場が事務所から遠く、不便なことから、この度の計画に至ったもので、事務所からも近く、資材の盗難防止、管理が容易なことから申請地を選定したもので、耕作が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

申請地には、青線で分断された農地のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられますが、資材置場を目的とした農地転用でございますので、「許可後、3箇年程度、1箇月に一度、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告すること。」との意見を付して許可することといたします。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番から4番、及び11番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番の田上です。まず、1番の案件につきまして、8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。太陽光発電の設置ということで確認しましが、以前ここは蜜柑を栽培していたところで、現在は蜜柑の木は枯れた状態で荒廃した土地でありました。敷地はフェンスで囲んで、雨水は側溝に流れる状態となっており別段支障はないと思われます。第2種農地です。

2番の案件ですが、これも8月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。周辺は既に太陽光発電が設置されている一角の空き地のような状態となっております。雑草というかセイタカアワダチソウなどが繁茂している状態でした。雨水は農業用用排水路に流れるようになっていますが、支障はないと思います。周囲の発電設備には接続して利用する予定はないようです。周囲には侵入防止のフェンスが設置されます。

3番、4番の農地は、以前は畑にして野菜を栽培していました。自分がため池の管理者をしていますが、一番下手にあたり水がいかないところです。北側半分が資材置場で、残りは住宅を建築する計画で、道路から1mくらい低くなっていますが、これまではヒジキなどの海産物の加工に利用していたようです。1mかさ上げして東側の市道から進入するような計画で、住宅の汚水は、合併浄化槽から放流する計画で、雨水は側溝に流すので支障はないと思われます。譲渡人がかなり高齢で、譲受人の要望に応じたものと思われます。

11番の案件についてご説明します。これも8月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。現地は、隣は医院で、住宅と挟まれた状態で空き地がありました。駐車場を設置するということで、北側の法面は草刈り等管理をされるということで、前面の法面から勾配をつけて雨水は側溝流すということで支障はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、5番、12番の案件につきまして、議席番号5番 田﨑育子委員、報告をお願いいたします。

田﨑育子委員

議席番号5番の田崎です。5番と12番について申し上げます。5番ですが、8月5日、農業委員2名、事務局職員2名で申請地の確認に参りました。申請地は小集団の第2種農地です。新下関の青山の麓にあり、宅地開発が進んでいるところで、近くには新下関の商業団地が広がっているところです。先ほど事務局から説明があったとおり、譲受人は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便が良く、商業施設や学校にも近く、住宅需要が見込めることから、これまでも宅地開発計画の1期、2期を行ってきましたが、計画どおり実行されたため、この度、特定建築条件付き売買予定地を1区画、宅地分譲を2区画計画したものです。譲渡人は高齢となり管理もできなく、農業後継者もいないことから譲受人の要望に応じたものです。周辺には農地の広がりもなく、近隣の農地にも支障はないと思います。申請に必要な書類もすべて添付されており致し方ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

続きまして、12番の案件について申し上げます。8月5日に農業委員2名、 事務局職員2名で申請地の確認に参りました。申請地は先月、農地か非農地かの 確認に行ったところで、総会で農地の判定がされたところです。第2種農地です。 安岡の友田川沿いにあり、宅地化が進むところで、近くには安岡小学校や下関工 科高校があり、大型住宅団地が広がり、休耕状態になっている農地です。譲受人 は、既存の資材置場が事務所から遠く不便なことから、事務所から近くに位置する申請地を選択したもので、譲受人は申請地が休耕状態で管理が困難な譲渡人の要望に応じたものです。造成はなく建物の建築も行わないとされ雨水は自然流下で農業用排水路となっています。周辺の農地にも支障がないと思われます。致し方ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山田会長)

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号2番新久保克己委員、報告を お願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。6番の案件につきまして、現地確認の結果を報告します。 8月8日に農業委員2名と事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、既に砂利が敷かれた状態でありました。申請内容につきましては事務局の説明どおりで、譲渡人は、県外在住で高齢であり、後継者もいないため地元で通所支援サービスの施設の建設を計画している譲受人の要望に応じたものです。

隣接する農地とは見切りコンクリートで区画し、汚水は合併浄化槽から雨水とともに道路側溝に放流するもので問題ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、7番、8番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

議席番号16番の金田です。7番及び8番の案件についてご説明いたします。 8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。事務局の説明にありましたとおり、当案件は2件とも追認許可申請であります。

最初に7番の案件ですが、第1種農地の端部に位置し、住宅及び境内地に接した畑で、草刈り管理のみを行っておりましたが、お寺の檀家や近所の方々から集会施設建築の要望があり、平成7年に転用許可を受けないで当該敷地へ無断転用したものです。雨水は自然流下で自己所有地を経て道路側溝へ流れ、汚水は公共下水道にて処理されています。

申請地は第1種農地ではありますが、集落に接続しており、他に適当な土地は

なく、やむを得ないと思います。

続きまして、8番の案件ですが、境内地の正面で市道との間に位置した畑で、一部は古くから参道として利用されていたように思います。譲受人の宗教法人の近隣には駐車できる場所はなく、参拝者の駐車場としての利用を計画し、境内建物に隣接した農地を昭和59年頃に転用許可を受けないで無断転用したものです。

申請地から発生する排水は雨水のみで、道路側溝へ自然流下する状況であり、 隣接農地への支障はありません。他に適当な土地はなく、やむを得ないと思いま す。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 (山田会長)

続きまして、9番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告 をお願いいたします。

坂田謙佑委員

9番の坂田です。9番の案件ですが、8月8日に農業委員2名、事務局職員1 名で現地を確認いたしました。

現地は菊川総合支所の前にある農地で、地目は田となっておりますが、水の便が悪く畑として利用されている農地でした。ご夫婦で里芋を栽培されておりまして、ご自宅から遠いということもありましてなかなか管理が大変だと言われていました。そうした中、今回、隣接地にドラッグストアを計画しましたが、面積が足らないということで、ほかに適当な土地がないため、隣接する農地を借りて営業をされるということですので致し方ないと思われます。

周辺農地については、事務局から説明のありましたとおり、汚水については、 集落排水へ放流し、雨水については側溝や農業用用排水路に流すとのことで問 題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

続きまして、10番の案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。8月8日、農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認してまいりました。この案件は父親名義の土地を使用貸借し自己用住宅を建てる

という計画をしたところ、公道に接していない宅地でしたので、家が建てられないということで、隣接する農地の一部を接続するための道路として利用するもので、この案件が出ています。使用貸借による案件です。全体の内70㎡だけを使用するものです。住宅を建てる土地には、以前は1軒家がありましたが、ほ場整備の際に進入路がなくなり独立した土地になってしまいましたので、新たに進入路をつけることになりました。住宅の汚水については、農業用集落排水が整備されていますのでそちらに接続し、雨水については道路側溝及び隣接する農地に流す計画で、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保委員。

新久保克己委員

2番の新久保です。今回の5条申請は半分が無断転用となっています。無断転用について3点ほど教えていただきたいのですが、まずは無断転用した場合どのような罰則があるのか、2点目は過去において罰則に基づいて処理したことがあるのか、3点目に、今後もし悪質なものがあれば罰則の処理をしていく考えがあるのかどうか、この3点について願いします。

議長(山田会長)

今の質問について、事務局から回答をお願いします。

事務局(岡本主任)

お答えいたします。まず罰則があるかについては、農地法に違反した場合は罰則があります。ただし、全国的にも農地法違反で罰則を適用した事例はないと思います。昨年、国会で「農地法違反を追認案件でやっているのはどうなのか」といった話がでて国から調査がありましたが、下関市はすべて追認で処理しております。その理由としては、悪質でないということで、追認処理しているとしております。農地法違反した場合、現状復旧するのが第一です。これが指導の最初となります。下関市の事案の場合、農地法違反が判明した理由が、農地転用の手続きをするからどうにかならないだろうかとの相談となっており、農地を転用するということですので現状復旧は求めておりません。

議長 (山田会長)

新久保委員よろしいでしょうか。他にはございませんか。

議長(山田会長)

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とする ことと決しました。

なお、議案第2号2番、7番の案件については、山口県ネットワーク機構の意 見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長(山田会長)

次に、日程第3「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局補佐)

ご説明いたします。総会議案書68ページをお開きください。

1番、この案件は、令和4年8月22日公告予定分に係る決定でございます。 詳細につきましては、69ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表(令和4年8月22日公告予定分)」をご覧ください。この案件は、利用権に係る決定です。

別紙「議案第3号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

総会議案書68ページに戻りまして、2番、この案件は、令和4年9月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、70ページから71ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表(令和4年9月1日公告予定分)」をご覧ください。この案件は、利用権に係る決定です。

別紙「議案第3号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本

的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長 (山田会長)

次に日程第4「議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りしま す。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (中川事務局補佐)

ご説明いたします。総会議案書72ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番内容につきましては、73ページの「1. 農用地利用配分計画(案)(下 関区域分)」と、74ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域 分)」をご覧ください。別紙「議案第4号関係資料」に地区別の利用配分計画集 計表を お示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項 の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意 見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下 関市長に送付します。

議長(山田会長)

次に日程第5「議案第5号 下関市農業委員会におけるタブレット型端末機 に関する運用基準の制定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局補佐)

総会議案書75ページをお開きください。

併せて別紙をご確認ください。

それでは「下関市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」をご説明いたします。

農業員委員会による農地利用最適化の推進が強く求められるとともに、人・農地プランの法定化に伴う目標地図の作成など、農業委員会の業務が肥大する中で、農業委員会活動のデジタル化による農業委員等の負担軽減を目的として、農林水産省はタブレット型端末の配備を推進しております。

こうした流れを受けて、本農業委員会も、本年度にタブレット型端末機18台を導入することから、今後適正に管理運用していくため基準を定めようとするものです。

説明は以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 下関市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長 (山田会長)

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第6「報告第1号」から、日程第13「報告第8号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局 (岡部局次長)

ご報告いたします。

総会議案書76から78ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、11件ございました。

79ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

80ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更 の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関するこ とにより専決により承認いたしました。

90から91ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

92ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。 書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

93から95ページ、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

96から97ページ、報告第7号「農地の転用事実に関する証明について」は8件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を

行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

98ページ、報告第8号「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出 (県農業会議) について」ご説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第53条の規定に基づき、農業委員会が 農地利用の最適化の推進に関する事務を実施するために必要がある場合は、関 係行政機関等に対する農業会議の意見を提出することとなっていることから、 山口県農業会議へ下関市農業委員会の意見を提出するものです。

農業会議の取りまとめ要領に基づき、6月に農業委員に行ったアンケート内容を踏まえ、7月の農政専門委員会で検討いただき、提出(案)を作成しております。

今後の予定としては、県内の意見取りまとめの上、10月以降に県知事等へ 意見書提出の予定となっております。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の報告が終わりました。

上記の議事録は正確と認め署名する。

ただいまの報告第1号から第8号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度5回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻10時46分)

議長 署名委員 署名委員